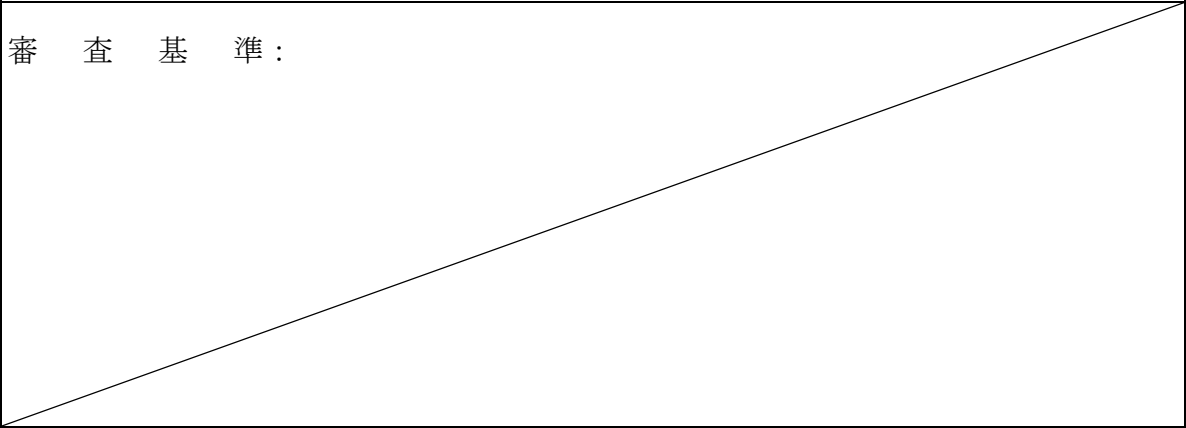


審 査 基 準

令和 7 年 3 月 3 1 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第 4 項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 23 条第 5 項、第 22 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 7 号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第 14 条（合格証明書の交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：申請者の住所地又は申請者が警備員である場合におけるその者が 属する営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は申請者の住所地の所轄警察署 生活安全課（係）
備 考：